

三田倶楽部 会則（2020年1月18日改訂版）

第一章 総則

（名称）

第1条 本倶楽部は三田倶楽部と称する。

（目的）

第2条 本倶楽部は倶楽部員相互の親睦を図るとともに慶應義塾体育会野球部を援助すること、ならびに東京六大学野球の健全な発展に寄与することを目的とする。

（所在地）

第3条 本倶楽部は本部を慶應義塾体育会野球部（大学）内に置く。

（倶楽部員の資格）

第4条 本倶楽部は次の者をもって組織する。

- ① 慶應義塾体育会野球部（大学）に在籍した者。
- ② 会員複数名の推薦に基づき理事会において承認された者。

（名誉会員）

第5条 本倶楽部または慶應義塾体育会野球部に功労のあった者は理事会の承認を得て名誉会員に推薦することができる。

（退部）

第6条 本倶楽部は自己の都合により退会を申し出た上で、理事会の承認をもって決定する。

（除名）

第7条 本倶楽部員中不都合の行為があった者は理事会の決議をもって除名することができる。

（本倶楽部の事業）

第8条 本倶楽部は第2条の目的を達するために次の事業を行う。

- ① 野球部への支援を目的とした周年事業、施設、グラウンドの維持・改善事業および本倶楽部の目的達成に必要な事業。
- ② 慶應義塾体育会野球部に対する技術指導および財政的援助。
- ③ 東京六大学野球の健全な発展を図るための事業

第二章 倶楽部の委員

(委員)

第9条 本倶楽部は以下の委員にて構成する。

- ① 会長、理事長、理事 50名以内、 会計監事 2名、 総務委員 15名以内
技術委員 15名以内、 広報委員 15名以内、 渉外委員 15名以内
審判委員 10名以内、 学年幹事 各年代1名（ただし必要に応じ2名以内）
- ② 在任中の大学野球部長、監督および付属高等学校野球部長。
- ③ 必要に応じて選任された名誉会長、副会長、顧問、常任顧問、副理事長および地区委員。
- ④ 必要に応じて選任された外部関係団体への対外委員。

(名誉会長)

第10条 名誉会長は理事会において選出し総会の承認を得なければならない。

(会長)

第11条

- ① 会長は理事会において選出し総会の承認を得なければならない。
- ② 会長は本倶楽部を代表する。
- ③ 会長に事故ある時は副会長または理事長が代行する。

(副会長)

第12条

- ① 副会長は理事会において選出し総会の承認を得なければならない。
- ② 副会長は会長を補佐する。

(理事長および副理事長)

第13条

- ① 理事長および副理事長は理事の互選をもって定め、総会の承認を得なければならない。
- ② 理事長は理事会の会務を統括する。
- ③ 副理事長は理事長を補佐する。

(理事)

第14条

- ① 理事は会長が本倶楽部員の中から理事選考委員若干名を指名し、本倶楽部員中より次期理事を選考し、理事会、総会において選任せられた者とする。
- ② 理事は理事会において決定した事項を執行する。

(会計監事)

第 15 条

- ① 会計監事は会長が指名し総会において選出する。
- ② 会計監事は本倶楽部の会計を監査する。

(総務委員)

第 16 条

- ① 総務委員は理事会において選出する。
- ② 総務委員は会計および理事会決定事項の執行を補佐する。
- ③ 倶楽部員名簿の作成を行う。

(技術委員)

第 17 条

- ① 技術委員は大学野球部監督の推薦をもって選考し理事会において選出する。
- ② 技術委員は慶應義塾体育会野球部に対する技術指導を行う。

(広報委員)

第 18 条

- ① 広報委員は理事会において選出する。
- ② 広報委員は倶楽部報の発行を行う。
- ③ 広報委員は広く広報活動を行う。

(渉外委員)

第 19 条

- ① 渉外委員は理事会において選出する。
- ② 渉外委員は野球部強化のため地区委員と連携して広く渉外活動を行う。

(審判委員)

第 20 条

- ① 審判委員は理事会において選出する。
- ② 審判委員は、東京六大学野球連盟主催の各試合における審判運営を行う。
- ③ 審判委員は、広く審判員育成のための企画、運営を行う。

(顧問)

第 21 条

- ①顧問は会長が委嘱する。
- ②顧問は会長を補佐する。

(地区委員)

第 22 条

- ① 地区委員は理事長が委嘱する。
- ② 地区委員は各地区において理事会決定事項の執行を補佐する。
- ③ 地区委員は必要に応じて各地区における野球に関する情報を渉外委員と連携して対応する。

(学年幹事)

第 23 条

- ① 学年幹事は理事長が委嘱する。
- ② 学年幹事は総務委員を補佐する。

(対外委員)

第 24 条 東京六大学野球連盟関係、三田体育会、慶應連合三田会等の外部団体への派遣役員は理事会において選出し、会長が外部団体へ推薦する。

第三章 倶楽部の役員

(役員)

第 25 条 三田倶楽部役員とは、会長、副会長、理事長、副理事長、理事及び会計監事のことを言う。

(役員・委員の任期)

第 26 条 役員及び委員（第 9 条②の学校関係者を除く）の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(役員の定年)

第 27 条 役員の定年は、満 70 歳（卒業年次）とする。ただし、事情に応じ定年を延長することが出来る。延長する場合には、理事会及び総会に報告する。

第四章 監督

(大学監督の推薦)

第 28 条

- ① 大学の監督は、本倶楽部が推薦を行う。
- ② 監督の推薦に当たっては、監督選考委員会を設置する。
- ③ 選考委員は、会長が本倶楽部員の中から若干名の委員を指名する。
- ④ 選考委員会での決定事項は理事会および、総会へ報告することとする。
- ⑤ 本倶楽部から推薦された候補者については野球部長を經由し、塾当局への推薦を行う。
- ⑥ 監督の処遇は、塾当局の人事規定に準ずる。
任期は、原則「2 期（1 期 2 年）、2 期終了後の状況により更に延長する場合は 1 期 2 年」
として推薦を行う。

第五章 総会および理事会

(総会の招集)

第 29 条

- ① 総会は会長が招集する。
- ② 定時総会は毎年春期 1 回これを開く。
- ③ 臨時総会は理事会で必要と認めるとき、または倶楽部員の三分の一以上の請求があったとき 60 日以内にこれを開く。

(総会の任務)

第 30 条 総会は本倶楽部の最高決定機関として次の事項を協議決定する。

- ① 決算・予算等会計に関する事項。
- ② 役員に関する事項。
- ③ 理事会の提出する重要な事項。

(総会の決議方法)

第 31 条

- ① 総会の決議は出席倶楽部員の過半数をもってこれを決定する。
- ② 可否同数の場合は会長がこれを決定する。

(理事会)

第 32 条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第 33 条

- ① 理事会は会長がこれを招集する。
- ② 理事会は少なくとも毎年 2 回これを開く。

(理事会の任務)

第 34 条 理事会は総会の決議した事項および本倶楽部の目的達成に必要な事項につき企画決定し、次の事務を処理する。

- ① 総会に付議ならびに報告を要する事項。
- ② 規約に規定のない細目事項の決定。
- ③ その他の本倶楽部運営に関する一切の事項。

(理事会の決議方法)

第 35 条

- ① 理事会は理事の過半数の出席を必要とし出席理事の三分の二以上の承認を得なければ決議をすることができない。
- ② 理事は委任状をもって出席に代えることができる。

第六章 会計

(収入)

第 36 条 本倶楽部の会計は、会費、寄付金、その他の収入によりなる。

(会計年度)

第 37 条 本倶楽部の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月末日に終わるものとする。

(決算の承認)

第 38 条 本倶楽部の収支は決算終了後 60 日以内に総会に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第 39 条

- ① 本倶楽部員は理事会の決議による維持会費を納めるものとする。ただし満 70 歳の卒業年次以上の倶楽部員からは維持会費を徴収しない。
- ② 名誉会員からは維持会費を徴収しない。
- ③ 維持会費の長期未納者は倶楽部員の資格を失うことがある。

第七章 附則

(規約外の細目)

第 40 条 本規約に規定しない細目は理事会の決議をもってこれを定める。

(規約の変更)

第 41 条 本規約の変更は理事会で決議し総会の承認を得なければならない。

(規約の発効)

第 42 条 本規約は 2020 年 1 月 18 日からこれを実施する。

1993.9. 3 改訂

1994.3. 1 改訂

2000.4. 1 改訂

2005.3.22 改訂

2011.3.22 改訂

2013.3.21 改訂

2015.3.21 改訂

2016.3.24 改訂

2018.1.27 改訂

2020.1.18 改訂